

記入済のアンケート調査票を
お手元にご用意ください。

参考資料

本アンケートの設問はマンション管理適正化法で定められたマンションの管理計画認定制度における認定基準等をベースに作成しています。そのため、本アンケートに回答いただくことで、貴管理組合の管理状況をセルフチェックできるものとなっています。

いわば管理組合の健康診断のようなもので、マンションの管理状況の見える化が図られ、基準に達しない項目や、基準に達するために必要な事項が分かりやすくなっています。

ご自身のマンションの管理状況を再確認する際に、本紙をご活用いただければ幸いです。

分譲マンションに関するアンケート調査 【参考資料】

アンケート 設問番号	貴管理組合 の回答	認定基準に 適合する回 答	認定基準（マンション管理適正化法）
1-1		1	管理者等が定められていること
1-2		1又は2	
2-1		1	監事が選任されていること
2-2		1又は2	
3-1		1	集会（総会）が年1回以上開催されていること
3-2		1	
3-3		1	
4		1	管理規約が作成されていること
5		1	マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要な時の専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること
6		1	マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付（又は電磁的方法による提供）について定められていること
7		—	—
8		1	管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること
9		1	修繕積立金会計から他の会計へ充当がされていないこと

アンケート 設問番号	貴管理組合 の回答	認定基準に 適合する回 答	認定基準（マンション管理適正化法）
10		1	直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体の1割以内であること
11		1	長期修繕計画の作成又は見直しが7年以内に行われていること
12-1		1	長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金について集会（総会）にて決議されていること
12-2		1	
13		1	長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含むように設定されていること
14		1	長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと
15		1又は2	長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと
16		1又は2	長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること
17-1		1	管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、1年に1回以上は内容の確認を行っていること
17-2		1	
18		—	—
19		—	—
20		—	—

※宝塚市におけるマンションの管理計画認定制度の実施及び認定基準については、本アンケートの集計結果等を踏まえ、今後策定する宝塚市マンション管理適正化推進計画の中で定める予定としています。